

# 沿道土地所有者のみなさんへ 道路への倒木、枝の張り出しに注意!

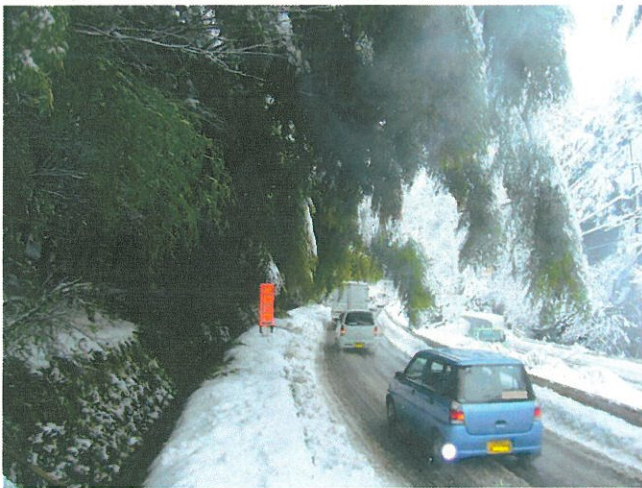
道路や歩道への倒木や枝の張り出しにより、通行の支障となったり、標識が見えにくくなる事例が多く発生しています。

これらが原因となり車両や歩行者に事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償責任を問われることがあります。

- ※ 民法第717条 土地の工作物の占有者及び所有者の責任
- ※ 道路法第43条 道路に関する禁止行為

道路沿いに山林等を所有されている方は、交通事故防止のためにも樹木の伐採や枝払いなど樹木の適正な管理をお願いします。

また、緊急の場合は、道路通行の支障となる樹木や枝などを予告なく伐採・撤去することがありますので、御理解をお願いします。



道路に倒れた竹は大渋滞を引き起こすばかりか竹を避けようとして対向車と衝突するなど大事故につながるおそれも!!



道路に張り出した枝からの落雪が、走行中の車両を直撃し、フロントガラスを割るなどの事故も発生!!

## — 樹木の伐採について —

- ・冬季の伐採は危険を伴いますので、出来るだけ降雪前に行いましょう。  
(竹は小さいうちに取り除けば経費・労力の軽減になります。)
- ・電線等が近くにある場合は、十分気をつけて作業を行ってください。

